

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第79号

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第80条第1項ただし書」を「第79条」に、「許可を受けた者」を「登録を受けた者（道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）附則第5条の規定により道路運送法第79条の登録を受けたものとみなされる者を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)